平成２７年（フ）第５２８２号
神奈川県川崎市多摩区宿河原６丁目12―３―101
破産者　門村美智子（旧姓真木）
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２８５号
新潟県南魚沼市欠之上392―５、開始決定時の住所東京都世田谷区上野毛４丁目27―15―102
破産者　中俣　貴彦
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２８７号
東京都江戸川区南葛西５丁目９―10―803
破産者　堀江　直史
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２８８号
東京都武蔵野市関前３丁目１―18　日大寮
破産者　高山　太志
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２９９号
東京都渋谷区本町６丁目36―８―203
破産者　細谷　ナナ
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３００号
東京都杉並区堀ノ内３丁目19番10号　Ｊ・Ｉ・Ｐパレス壱番館２―Ｈ
破産者　畠山　圭美
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３６４号
東京都府中市天神町４丁目12　府中天神町４丁目アパート２―205
破産者　玉浦　裕一
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３６８号
埼玉県新座市片山２丁目13―19―112
破産者　高山多美子
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６号
神奈川県足柄上郡大井町金子3075番地１
破産者　帝國物産株式会社
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第６９号
神奈川県足柄上郡大井町上大井106番地２
破産者　株式会社鈴木紙工
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１２号
長野県塩尻市大字片丘10358番地
破産者　米久保卓也
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第３５７１号
大阪市福島区福島７丁目14番18号
破産者　株式会社ＫＯＫ
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６０８号
大阪市中央区大手前１丁目７番31号　ＯＭＭビル17階
破産者　株式会社三友
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９２２号
大阪市中央区谷町８丁目１番52―313号
破産者　株式会社ダム
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１００号
大阪府東大阪市加納７丁目10番19号、商業登記簿上の本店所在地大阪府東大阪市加納６丁目７番10号
破産者　関西運輸株式会社
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０１号
大阪府東大阪市加納７丁目10番19号、商業登記簿上の本店所在地大阪府東大阪市加納５丁目９番２号
破産者　関西物流株式会社
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４０７号
大阪府東大阪市高井田16番３
破産者　株式会社ハウジングパートナー
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７５４号
大阪市淀川区西中島３丁目18番９号
破産者　大石工業株式会社
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７６９号
大阪市北区野崎町６―８トレックノース梅田ビル４Ｆ
破産者　株式会社ＴＨＩＮＫ　ＥＩＧＨＴ
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７７０号
大阪市北区野崎町６―８トレックノース梅田ビル４Ｆ
破産者　ＯＣＴＥＴ株式会社
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８３４号
大阪市天王寺区堀越町12番11号
破産者　株式会社ログイン
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部